

令和4年7月29日
中部地方整備局

独占禁止法違反行為に係る指名停止措置について

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : ①北関東総合警備保障株式会社

②A L S O K 群馬株式会社

③株式会社シムックス

④国際警備株式会社

⑤ケービックス株式会社

⑥東朋産業株式会社

⑦セコム上信越株式会社

業者の住所 : ①栃木県宇都宮市不動前1丁目3番14号

②群馬県前橋市大渡町2丁目1番地の5

③群馬県太田市植木野町300番地1

④群馬県高崎市江木町1525番地

⑤群馬県前橋市問屋町1丁目10番地3

⑥群馬県前橋市総社町桜が丘1225番地2

⑦新潟県新潟市中央区新光町1番地10

2. 指名停止措置期間

上記①、②、⑦ : 令和4年7月29日から令和4年9月28日まで(2ヵ月)

上記③、④、⑤、⑥ : 令和4年7月29日から令和4年11月28日まで(4ヵ月)

3. 指名停止措置の範囲 : 中部地方整備局管内

4. 事 実 概 要

北関東総合警備保障(株)他6社が、国や群馬県等が発注した機械警備業務で入札談合を繰り返したとして、令和4年2月25日公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反の認定を受けた。

5. 指名停止措置理由

有資格業者である北関東総合警備保障(株)他6社が、公正取引委員会より独占禁止法第3条の規定違反の認定を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第6号ロ(下記参照)に該当する。

<指名停止措置要領 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(第12号に掲げる場合を除く。) イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	当該認定をした日から 3ヶ月以上12ヶ月以内 2ヶ月以上9ヶ月以内

配布先 中部地方整備局記者クラブ

○ 問い合わせ先	総務部 契約課長	早川 保弘	電話番号(052)953-8138
	建設専門官	田川 慎二	